

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

### 第八章 貿易の技術的障害

#### 第八・一条 定義

1 この章で使用される用語の定義であつて貿易の技術的障害に関する協定附属書一に含まれているもの（同附属書の柱書き及び注釈を含む。）は、必要な変更を加えた上で、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

2 さらに、この章の規定の適用上、

「領事手続」とは、他の締約国の領域への輸出を予定している締約国の産品について、適合性評価に関する書類として領事送状又は領事査証を取得することを目的として、まず、輸出締約国の領域において輸入締約国の領事の監督を受けるために提出しなければならないとの要件をいう。

「販売許可」とは、締約国の領域における産品のマーケティング、流通又は販売を許可するため、当該締約国が、当該産品を承認し、又は登録する一又は二以上の過程をいう。当該過程は、締約国の法令において様々な方法（産品についての「販売許可」、「許可」、「承認」、「登録」、「衛生に関する許可」、「衛生に関する登録」及び「衛生に関する承認」を含む。）により規定され得る。販売許可には、届出の

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

手続を含まない。

「相互承認協定」とは、一又は二以上の分野における適当な強制規格又は任意規格に対して行われる適合性評価の結果を承認する拘束力のある政府間の協定（千九百九十八年五月八日の電気通信機器の適合性評価についてのAPECの相互承認に関する取決め及び千九百九十九年七月七日の電気機器及び電子機器の相互承認に関する取決めを実施するための政府間の協定並びにその他の協定であって、一又は二以上の分野における適当な強制規格又は任意規格に対して行われる適合性評価の承認について定めるものを含む。）をいう。

「相互承認取決め」とは、国際的又は地域的な取決め（多数者間の承認取決めを含む。）であって、認定制度が同等であることを（認定機関の間の検討に基づき）承認する認定機関のもの又は適合性評価の結果を承認する適合性評価機関のものをいう。

「販売後の監視」とは、産品が市場で販売された後に締約国が産品についての国内の要件の遵守を監視し、又はこれに対応することができるよう当該締約国がとる手続をいう。

「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定の貿易の技術的障害に関する協定（そ

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

の改正を含む。)をいう。

「検証する」とは、個別の適合性評価の結果の真実性を確認する行為（適合性評価機関又は適合性評価機関の認定、認可、免許の交付若しくはその他の承認を行った機関に情報を要請することを含む。）をとることをいい、輸出締約国又は第三国の領域において産品に対して既に行われた適合性評価手続と重複する適合性評価を輸入締約国の領域において当該産品に対して実施させるとの要件（監視のため又は不適合を示す情報に対処するため、当該産品から無作為に抽出し、又は少ない回数、当該要件を課する場合を除く。）を含まない。

### 第八・二条 目的

この章の規定は、不必要な貿易の技術的障害を撤廃し、透明性を高め、規制に関する一層の協力及び規制に関する良い慣行を促進すること等により貿易を円滑にすることを目的とする。

### 第八・三条 適用範囲

1 この章の規定は、4及び5に規定する場合を除くほか、締約国間の物品の貿易に影響を及ぼす可能性があるある中央政府機関（及び明示的に規定されている場合には中央政府の段階の直下の段階に属する政府の機

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 関)による全ての強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用について適用する。
- 2 各締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用に責任を負う自国の領域にある中央政府の段階の直下の段階に属する地域政府又は地方政府の機関が、第八・五条(国際規格、指針及び勧告)、第八・六条(適合性評価)、第八・八条(強制規格及び適合性評価手続の遵守期間)及びこの章の各附属書の規定を遵守することを奨励するため、自己の権限の範囲内において妥当な措置をとる。
- 3 この章において強制規格、任意規格及び適合性評価手続というときは、これらの改正及びこれらの対象となる製品の追加又はこれらに係る規則の追加を含むものとし、重要でない性格の改正及び追加を除く。
- 4 この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する技術仕様については、適用しない。当該仕様は、第十五章(政府調達)の規定の適用を受ける。
- 5 この章の規定は、衛生植物検疫措置については、適用しない。衛生植物検疫措置は、前章(衛生植物検疫措置)の規定の適用を受ける。
- 6 この章のいかなる規定も、締約国がこの協定、貿易の技術的障害に関する協定その他関連する国際協定に基づく当該締約国の権利及び義務に従い、強制規格、任意規格又は適合性評価手続を制定し、又は維持

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

することを妨げるものではない。

### 第八・四条 貿易の技術的障害に関する協定の特定の規定の組み込み

1 貿易の技術的障害に関する協定の次の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

(a) 2.1、2.2、2.4、2.5、2.9、2.10、2.11及び2.12の規定

(b) 5.1、5.2、5.3、5.4、5.6、5.7、5.8及び5.9の規定

(c) 附属書三のD、E及びF

2 いずれの締約国も、1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定に関する違反を申し立てるのみの紛争について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

### 第八・五条 国際規格、指針及び勧告

1 締約国は、国際規格、指針及び勧告が、規制に関する一層の調和及び規制に関する良い慣行を支援し、並びに貿易の不必要な障害を削減する上で、重要な役割を果たし得ることを認める。

2 この点に関し、貿易の技術的障害に関する協定<sup>2.4</sup>、<sup>5.4</sup>及び附属書三の規定を適用するほか、各締約国

は、貿易の技術的障害に関する協定第二条、第五条及び附属書三に規定する国際規格、指針又は勧告があるかどうかを判断するため、WTOの貿易の技術的障害に関する委員会が発出した千九百九十五年一月一日以降に世界貿易機関の貿易の技術的障害に関する委員会によって採択された決定及び勧告（文書番号G/TBT/1/Rev.12）（その改正を含む。）を用いる。

3 締約国は、実行可能かつ適当な場合には、強制規格及び適合性評価手続の基礎となる可能性がある国際規格、指針及び勧告が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保するため、相互に協力する。

#### 第八・六条 適合性評価

1 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定<sup>6.4</sup>の規定を適用するほか、他の締約国の領域内に存在する適合性評価機関に対し、自国の領域内又は他のいずれかの締約国の領域内に存在する適合性評価機関に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。各締約国は、当該待遇を与えることを確保するため、自国の領域内に存在する適合性評価機関に対して適用する認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行う手続、基準その他条件と同一又は同等の手続、基準その他条件を他の締約国の領域内に存在する適合性評価機関

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

に対して適用する。

2 締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 6.4 の規定を適用するほか、1 に規定する手続、基準その他条件を維持する場合において、産品が強制規格又は任意規格に適合するとの明確な保証として試験結果、認証又は検査を要求するときは、次の要件を満たさなければならない。

(a) 産品を試験し、若しくは認証する適合性評価機関又は検査を実施する適合性評価機関が当該締約国の領域内に存在することを要求しないこと。

(b) 当該締約国の領域外に存在する適合性評価機関に対し、当該適合性評価機関が当該締約国の領域において事務所を運営することを事実上求めることになる要件を課さないこと。

(c) 他の締約国の領域内に存在する適合性評価機関に対して、産品を試験し、若しくは認証し、又は検査を実施することについて、能力を有すると認めるために、又は認可を行うために当該締約国が要求する手続、基準その他条件を当該適合性評価機関が遵守していると決定するよう当該締約国に申請することを認めること。

3 いずれの締約国も、貿易の技術的障害に関する協定に基づく義務に適合する態様で、自国の領域内又は

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

他の締約国の領域内に存在する特定の政府機関においてのみ特定の産品に関連した適合性評価を行うことを、1及び2の規定により妨げられるものではない。

4 締約国は、3の規定に基づく適合性評価を行う場合には、要求される情報の限定、正当な商業上の利益の保護及び適切な審査のための手続に関する貿易の技術的障害に関する協定5.2及び5.4の規定を適用するほか、他の締約国の要請に応じ、次の事項を説明する。

(a) 要求される情報が、適合性を評価し、及び手数料を決定するためにどのように必要か。

(b) 適合性評価を行う締約国が、要求される情報の秘密について、正当な商業上の利益の保護が確保される態様で尊重されることをどのように確保するか。

(c) 適合性評価手続の運用に関し申し立てられた不服を審査し、及び申し立てられた不服が正当とされる場合には是正手段をとるための手続

5 いずれの締約国も、自国の領域外に存在する適合性評価機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行うための相互承認協定を利用することを1及び2(c)の規定により妨げられるものではない。

6 1、2及び5の規定は、締約国が自国の領域外に存在する適合性評価機関が実施した適合性評価手続の

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

結果を検証することを妨げるものではない。

7 6の規定を適用するほか、締約国は、それぞれの締約国の領域からの適合性評価の結果が継続的に信頼できるものであることについての確信を向上させるため、自国の領域外に存在する適合性評価機関に関連する事項についての情報を要求することができる。

8 締約国は、貿易の技術的障害に関する協定9.1の規定を適用するほか、国際的又は地域的な相互承認取決(注)の署名者である認定機関による輸入締約国の強制規格又は任意規格のための認定を受けている適合性評価機関を認可するための措置を採用することを検討する。締約国は、当該相互承認取決が適合性評価機関の認可における主要な考慮事項(技術的能力、独立性及び利益相反の回避を含む。)に対処することができるとを認める。

注 貿易の技術的障害に関する小委員会は、当該取決めの一覽の作成及び維持について責任を負う。

9 いずれの締約国も、貿易の技術的障害に関する協定9.2の規定を適用するほか、適合性評価機関を認定した認定機関が次のいずれかに該当することを理由として、当該適合性評価機関の適合性評価の結果の受入れを拒否し、又は他の締約国若しくは者に対して直接若しくは間接に当該結果の受入れを拒否することを

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

要求し、若しくは奨励する効果を有する行為をとってはならない。

(a) 二以上の認定機関が存在する締約国の領域において運営されていること。

(b) 非政府機関であること。

(c) 認定機関を認める手続を維持していない締約国の領域に住所を有していること。ただし、当該認定機関が8に規定するところにより国際的に認められていることを条件とする。

(d) 当該締約国の領域において事務所を運営していないこと。

(e) 営利団体であること。

10 9の規定は、締約国が9に規定する理由以外の理由により適合性評価機関の適合性評価の結果の受入れを拒否することを禁ずるものではない。ただし、当該締約国がその拒否の根拠並びに当該拒否が貿易の技術的障害に関する協定及びこの章の規定に反しないことを実証することができる場合に限る。

11 締約国は、適合性評価機関が認定、認可、免許の交付又はその他の承認（相互承認協定に基づいて与えられる認定、認可、免許の交付又はその他の承認を含む。）を受け能力を有するかどうかを判断する基礎として自国が使用することができる手続、基準その他条件をなるべく電子的手段により公表する。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 12 締約国は、次の(a)又は(b)の場合には、他の締約国の要請に応じ、その決定の理由を説明する。
- (a) 当該締約国の領域において特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行う場合において、当該他の締約国の領域において当該強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関に対し、当該認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行うことを拒否するとき。
- (b) 相互承認取決めを利用することを拒否する場合
- 13 締約国は、他の締約国の領域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れないことを決定する場合には、当該他の締約国の要請に応じ、その決定の理由を説明する。
- 14 締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 6.3 の規定を適用するほか、相互の適合性評価手続の結果の相互承認に関する協定を締結するための交渉を開始することについての他の締約国の要請を受けた場合において、当該要請を拒否することを決定したときは、当該他の締約国の要請に応じ、その決定の理由を説明する。
- 15 締約国が課する適合性評価の手数料については、貿易の技術的障害に関する 5.2.5 の規定を適用するほか、

役務の提供に要した費用の概算額を限度とする。

16 いずれの締約国も、適合性評価に関連して領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない（注）。

注 この16の規定は、販売許可又はその再許可の過程において適合性評価の文書を検証する締約国については、適用しない。

#### 第八・七条 透明性

1 各締約国は、他の締約国の者に対し、自国の者に与える条件よりも不利でない条件で自国の中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加すること（注）を認める。

注 締約国は、例えば、利害関係者に対し自国が作成することを提案する措置について意見を提出するための合理的な機会を与え、当該措置の作成において当該意見を考慮することにより、この義務を履行する。

2 各締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成における一層の透明性を提供する方法（電子的手段の利用、公衆に対する広報及び公衆との協議を通じた方法を含む。）を検討するよう奨励される。

3 各締約国は、適当な場合には、自国の領域における非政府機関が1及び2に規定する義務を遵守するよ

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

う奨励する。

4 各締約国は、中央政府機関の新たな強制規格及び適合性評価手続の案並びに現行の強制規格及び適合性評価手続の改正案、新たな最終的な強制規格及び適合性評価手続並びに現行の強制規格及び適合性評価手続の最終的な改正を全て公表する。

5 締約国は、強制規格及び適合性評価手続の提案の形式（政策についての提案、討議に関する文書、強制規格及び適合性評価手続の案の概要又は強制規格及び適合性評価手続の案文の形式をとることができる。）を決定することができる。各締約国は、利害関係者及び他の締約国に対してそれらの貿易上の利益が影響を受けるかどうか及びどのように影響を受けるかについて十分に情報を提供するため、自国の提案に強制規格及び適合性評価手続の案の予想される内容について十分に詳細な内容が含まれることを確保する。

6 各締約国は、中央政府機関の新たな強制規格及び適合性評価手続の案並びに現行の強制規格及び適合性評価手続の改正案、新たな最終的な強制規格及び適合性評価手続並びに現行の強制規格及び適合性評価手続の最終的な改正であって、貿易の技術的障害に関する協定又はこの章の規定に基づいて通報し、又は公表することを求められ、及び貿易に著しい影響を及ぼすおそれのあるものの全てについて、なるべく電子

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

的手段により単一の官報又は公式ウェブサイトにおいて公表する(注)。

注 締約国は、この6に規定する措置の案及び最終的な措置がWTOの公式ウェブサイトにおいて公表され、又は当該ウェブサイト

トを通じて入手可能となることを確保することにより、この6に規定する義務を履行することができる。

7 各締約国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地域政府又は地方政府の新たな強制規格及び適合性評価手続の案並びに現行の強制規格及び適合性評価手続の改正案、新たな最終的な強制規格及び適合性評価手続並びに現行の強制規格及び適合性評価手続の最終的な改正が全て公表されることを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

8 各締約国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地域政府又は地方政府の最終的な強制規格及び適合性評価手続並びに現行の強制規格及び適合性評価手続の最終的な改正の全てについて、並びに実行可能な範囲において当該地域政府又は地方政府の新たな強制規格及び適合性評価手続の案並びに現行の強制規格及び適合性評価手続の改正案の全てについて、なるべく単一のウェブサイト統合された公式ウェブサイト又は官報を通じて入手可能となることを確保する。

9 各締約国は、新たな強制規格及び適合性評価手続の案であって、関連する国際規格、指針又は勧告が存

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

在するときはそれらの技術的内容に適合し、及び貿易に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、貿易の技術的障害に関する協定<sup>2.9</sup>又は<sup>5.6</sup>の規定により定められた手続に従って通報する。

10 締約国は、9の規定にかかわらず、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合において、関連する国際規格、指針又は勧告が存在するときは、新たな強制規格及び適合性評価手続であつてそれらの技術的内容に適合するものについて、貿易の技術的障害に関する協定<sup>2.10</sup>又は<sup>5.7</sup>の規定により定められた手続に従い、当該強制規格及び適合性評価手続の制定に際し通報することができる。

11 各締約国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地域政府又は地方政府の新たな強制規格及び適合性評価手続の案であつて、関連する国際規格、指針又は勧告が存在するときは、それらの技術的内容に適合し、及び貿易に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、貿易の技術的障害に関する協定<sup>2.9</sup>及び<sup>5.6</sup>の規定により定められた手続に従って通報するよう努める。

12 締約国は、強制規格又は適合性評価手続の案が「貿易に著しい影響を及ぼす」おそれがあるかどうか及び貿易の技術的障害に関する協定<sup>2.9</sup>、<sup>2.10</sup>、<sup>3.2</sup>、<sup>5.6</sup>、<sup>5.7</sup>若しくは<sup>7.2</sup>の規定又はこの章の規定に従って通報さ

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

れるべきかどうかを判断するため、特に関連する千九百九十五年一月一日以降に世界貿易機関の技術的障害に関する委員会によつて採択された決定及び勧告（文書番号G/TBT/1/Rev.12）（その改正を含む。）を考慮する。

13 貿易の技術的障害に関する協定 2.9、3.2、5.6 若しくは7.2の規定又はこの章の規定に従い公告及び通報を行う締約国は、次のことを行う。

(a) 強制規格又は適合性評価手続の案の目的及びこれらの案がどのように当該目的に対処するかについての説明を当該通報に含めること。

(b) 強制規格又は適合性評価手続の案をWTOの加盟国に対して通報すると同時に、当該通報及びこれらの案を他の締約国に対し貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に基づいて設置された照会所を通じて電子的に送信すること。

14 各締約国は、他の締約国又は他の締約国の利害関係者が13に規定する案に対する書面による意見を提出するため、当該案を他の締約国に送信する日から通常六十日の期間を置く。締約国は、意見を提出する期間の延長を要請する他の締約国又は他の締約国の利害関係者からの妥当な要請を考慮する。期間を六十日

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

を超えて延長することができる締約国は、そのようにすること（例えば、期間を九十日に延長すること。）が奨励される。

15 各締約国は、受領した意見を検討し、及びこれに対する回答を準備するため、意見の提出期間の終了と通報された強制規格又は適合性評価手続の制定との間に十分な時間的余裕を与えることが奨励される。

16 各締約国は、強制規格又は適合性評価手続の最終的な本文が採択され、又は公表された時に、貿易の技術的障害に関する協定 2.9、3.2、5.6 若しくは 7.2 の規定又はこの章の規定に従って提出された措置の案の当初の通報への追補として当該最終的な本文を通報するよう努める。

17 貿易の技術的障害に関する協定 2.10 又は 5.7 の規定及びこの章の規定に従って通報を行う締約国は、当該通報を行うと同時に、当該通報及び強制規格又は適合性評価手続の本文を 13 (b) に規定する照会所を通じて他の締約国に電子的に送信する。

18 各締約国は、貿易に著しい影響を及ぼすおそれがある最終的な強制規格又は適合性評価手続の公表の日までに、なるべく電子的に次のことを行う。

(a) 最終的な強制規格又は適合性評価手続の目的及び当該最終的な強制規格又は適合性評価手続が当該目

的をどのように達成するかについての説明を公に入手可能なものとする。

- (b) できる限り速やかに、遅くとも他の締約国からの要請を受領した後六十日以内に、当該締約国が最終的な強制規格又は適合性評価手続の作成において検討した代替的な方法がある場合には当該方法及び当該締約国が選択した方法の利点に関する説明を提供すること（注）。

注 いずれの締約国も、最終的な強制規格又は適合性評価手続の公表の日の前に、この(b)又は(d)の規定に従い代替的な方法又は重要な修正の説明を提供することを要求されない。

- (c) 強制規格又は適合性評価手続の案について受領した意見において提起された重要又は実質的な問題に対する当該締約国の回答を公に入手可能なものとする。

- (d) できる限り速やかに、遅くとも他の締約国からの要請を受領した後六十日以内に、強制規格又は適合性評価手続の案に対して当該締約国が行った重要な修正（意見に対応して行われたものを含む。）がある場合には、当該修正に関する説明を提供すること。

- 19 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定附属書三丁の規定を適用するほか、現在準備している任意規格及び制定した任意規格を含む自国の中央政府標準化機関の作業計画が当該中央政府標準化機関のウエ

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

ウェブサイト又は6に規定するウェブサイトを通じて入手可能となることを確保する。

### 第八・八条 強制規格及び適合性評価手続の遵守期間

1 貿易の技術的障害に関する協定<sup>2.12</sup>及び5.9の規定の適用上、「**適当な期間**」とは、強制規格又は適合性評価手続に関する要件が追求する正当な目的を達成する上で効果的でない場合を除くほか、通常六箇月以上の期間をいう。

2 各締約国は、実行可能かつ適当な場合には、最終的な強制規格及び適合性評価手続の公表と実施との間に六箇月以上の期間を置くよう努める。

3 各締約国は、1及び2の規定によるほか、特定の強制規格又は適合性評価手続について「**適当な期間**」を設けるに当たり、当該特定の強制規格又は適合性評価手続を実施する日までに、供給者がその物品が当該強制規格又は任意規格の関連する要件に適合することを示すことができるようにするため、供給者に対して、その状況における合理的な期間を提供することを確保する。このため、各締約国は、供給者が利用することのできる資源について考慮するよう努める。

### 第八・九条 協力及び貿易円滑化

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 1 締約国は、貿易の技術的障害に関する協定第五条、第六条及び第九条の規定を適用するほか、適合性評価手続の結果を受け入れることを促進するための広範な仕組みが存在することを認める。この点に関し、締約国は、次のことを行うことができる。
  - (a) 特定の強制規格について、自国及び他の締約国の領域内に存在する機関が行う適合性評価手続の結果の相互承認を実施すること。
  - (b) 認定機関間の又は適合性評価機関間の現行の地域的及び国際的な相互承認取決めを認めること。
  - (c) 適合性評価機関に資格を与えるために認定を用いること（特に、国際的な認定制度を用いること）。
  - (d) 適合性評価機関を指定すること又は他の締約国の適合性評価機関の指定を認めること。
  - (e) 他の締約国の領域内で行われる適合性評価手続の結果を一方的に認めること。
  - (f) 供給者適合宣言を受け入れること。
- 2 締約国は、地域において規制に関する一層の調和を支援し、及び不必要な貿易の技術的障害を撤廃することを目的とした広範な仕組みが存在することを認める。当該仕組みには、次の事項が含まれる。
  - (a) 特に次のことを含む規制に関する対話及び協力

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (i) 規制方法及び規制に関する慣行に関する情報を交換すること。
      - (ii) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の効率性及び実効性を改善する規制に関する良い慣行を用いることを促進すること。
      - (iii) 強制規格、任意規格、適合性評価手続及び計量の標準の作成、実施及び見直しに関連する慣行を改善するため、相互に合意する条件で技術的な助言及び援助を提供すること。
      - (iv) 能力を向上させ、及びこの章の規定の実施を支援するため、相互に合意する条件で技術的な援助及び協力を提供すること。
    - (b) 国内の任意規格の関連する国際規格への一層の調和（適当でなく又は効果的でない場合を除く。）
    - (c) 強制規格及び適合性評価手続の基礎として関連する国際規格、指針及び勧告を一層使用することの促進
    - (d) 他の締約国の強制規格を同等のものとして受け入れることの促進
  - 3 締約国は、1及び2に掲げる仕組みについて、一定の規制に関する状況における適当な仕組みの選択が多様な要因（関係する産品及び分野、貿易量及び貿易の仕向先、締約国の規制機関の関係、追求され

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

る正当な目的、当該目的が達成できない場合の危険等) によって決まることを認める。

4 締約国は、地域において適合性評価の結果を受け入れることを促進し、規制に関する一層の調和を支援し、及び不必要な貿易の技術的障害を撤廃するための仕組みに関する交流及び協力を強化する。

5 締約国は、他の締約国の要請に応じ、この章の規定の下での分野別の協力の提案について十分な考慮を払う。

6 締約国は、貿易の技術的障害に関する協定 2.7 の規定を適用するほか、他の締約国の要請に応じ、当該他の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れなかった理由を説明する。

7 締約国は、この章の規定の対象となる事項に対処するために標準化、適合性評価、認定及び計量の標準について責任を負う自国の機関（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）間における協力を奨励する。

### 第八・十条 情報の交換及び技術的討議

1 締約国は、他の締約国に対し、この章の規定の下で生ずる事項に関する情報を提供するように要請することができ、この1の規定に基づく要請を受領する締約国は、合理的な期間内に、かつ、可能な場合には

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

電子的手段により、当該情報を提供する。

2 締約国は、この章の規定の下で生ずる事項を解決することを目的として、他の締約国に対して技術的討議を要請することができる。

3 締約国は、中央政府の段階の直下の段階に属する地域政府又は地方政府の強制規格又は適合性評価手続であつて、貿易に著しい影響を及ぼすおそれのあるものに関し、他の締約国に対して技術的討議を要請することができる。

4 関係締約国は、提起された事項について2又は3に規定する要請の日から六十日以内に討議する。討議を要請する締約国は、当該事項が緊急であると認める場合には、より短い期間内に討議が行われることを要請することができる。討議の要請を受けた締約国は、より短い期間内での討議の要請に積極的な考慮を払う。

5 締約国は、提起される事項の解決に要する時間が多様な要因によって決まること及びあらゆる事項を技術的討議を通じて解決することができないことがあることを認めつつ、できる限り速やかに当該事項を解決するよう努める。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 6 技術的討議及び当該討議の過程で交換される情報は、当該討議に参加する締約国が別段の合意をする場合を除くほか、秘密とされるものとし、この協定、世界貿易機関設立協定又は当該締約国が締結している他の協定に基づく当該締約国の権利及び義務を害さないものとする。
- 7 情報提供又は技術的討議の要請及び連絡は、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定されるそれぞれの連絡部局を通じて伝達される。
  - 第八・十一条 貿易の技術的障害に関する小委員会
- 1 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る貿易の技術的障害に関する小委員会（以下この章において「貿易の技術的障害小委員会」という。）を設置する。
- 2 締約国は、貿易の技術的障害小委員会を通じて、締約国間の貿易を円滑にすることを目的として、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において共同活動を強化する。
- 3 貿易の技術的障害小委員会の任務には、次のことを含めることができる。
  - (a) この章の規定の実施及び運用（この章の規定に従って合意されるその他の約束の実施及び運用を含む。）を監視し、並びに第二十七章（運用及び制度に関する規定）の規定に従いこれらの義務に関する

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

潜在的な改正及び解釈を特定すること。

(b) 前条（情報の交換及び技術的討議）2の規定に基づいて要請されるこの章の規定の下で生ずる事項に関する技術的討議を監視すること。

(c) この章の規定の下での将来の活動に関する相互に関心を有する優先分野を決定し、及び新たな分野別その他の自発的活動の提案を検討すること。

(d) この章の規定に関連する事項（強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成、見直し又は修正を含む。）に関する締約国間の協力を奨励すること。

(e) この章の規定に関連する事項に関し、締約国の領域にある非政府機関の間の協力並びに締約国の領域にある政府機関と非政府機関との間の協力を奨励すること。

(f) 技術的能力のニーズの特定を円滑にすること。

(g) この章の規定に関連する規格、指針、勧告、政策その他手続を作成する非政府、地域、複数国間及び多数国間の機関又は制度において討議される事項に関する共通の取組を進展させるため、適当な場合には、締約国間及び締約国の関連する非政府機関間の情報の交換を奨励すること。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (h) 共通の取組を促進することを目的として、締約国の要請に応じ、非締約国の特定の強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに制度的な問題について締約国間の情報の交換を奨励すること。
- (i) この章の規定及び貿易の技術的障害に関する協定を実施するに当たり、締約国を支援すると当該締約国が認める他の手段をとること。
- (j) 貿易の技術的障害に関する協定の下での発展に鑑みてこの章の規定を見直し、及び当該発展に鑑みてこの章の規定の改正に関する勧告を作成すること。
- (k) この章の規定の実施及び運用について委員会に報告すること。
- 4 貿易の技術的障害小委員会は、その任務を遂行する作業部会を設置することができる。
- 5 貿易の技術的障害小委員会は、貿易の技術的障害小委員会が行う活動を決定するに当たり、貿易の技術的障害小委員会が行う活動が他の場における活動と不必要に重複しないことを確保することを目的として、当該他の場で行われている活動を考慮する。
- 6 貿易の技術的障害小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は締約国の決定するところにより会合する。

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

### 第八・十二条 連絡部局

- 1 締約国は、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従い、この章の規定の下で生ずる事項についての連絡部局を指定し、通報する。
- 2 締約国は、自国の連絡部局の変更及び関係職員に関する細目を速やかに他の締約国に通報する。
- 3 連絡部局の任務には、次のことを含める。
  - (a) 他の締約国の連絡部局と連絡すること（この章の規定の下で生ずる事項に関する討議、要請及び情報の適時な交換を円滑にすることを含む。）。
  - (b) 自国の領域においてこの章の規定に関連する事項について関連する政府機関（規制当局を含む。）と連絡し、及び当該政府機関の関与を調整すること。
  - (c) この章の規定に関連する事項について自国の領域内の利害関係者と協議し、及び適当な場合には当該関連する事項について調整すること。
  - (d) 貿易の技術的障害小委員会が特定する追加的な任務を遂行すること。

### 第八・十三条 附属書

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 1 医薬品に関する附属書、化粧品に関する附属書、医療機器に関する附属書並びにあらかじめ包装された食品及び食品添加物の専有されている製法に関する附属書の適用範囲は、それぞれの附属書で定められる。その他のこの章の附属書は、第八・三条（適用範囲）で定める適用範囲と同一の適用範囲を有する。
- 2 この章の各附属書に定める権利及び義務は、当該各附属書において特定される分野についてのみ適用され、他の附属書の規定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼさない。
- 3 貿易の技術的障害小委員会は、締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日の後五年以内に、その後は少なくとも五年に一回、次のことを行う。
  - (a) この章の附属書の規定を強化し、又は改善することを目的として、当該附属書の実施状況を見直し、及び適当な場合には当該附属書が対象とする分野におけるそれぞれの締約国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続の調和を促進するために勧告を行うこと。
  - (b) 他の分野に関する附属書の作成がこの章の規定の目的又はこの協定の目的を推進するかどうかを検討し、及び締約国が当該他の分野を対象とする附属書を締結するための交渉を開始することを委員会に勧告するかどうかを決定すること。